



全国POPs（残留性有機汚染物質）残留状況の監視事業

平成28年度要求額
153百万円（ 134百万円）

背景・目的

難分解性、高蓄積性、長距離移動性及び人の健康、生態系への有害性といった性質を持つPCB等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止し、POPsによる環境リスクの低減を図るために制定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第11条）及び調査結果を活用した条約の対策面での有効性の評価を行うこと（第16条）を締約国に義務付けている。

我が国は2002年にPOPs条約を締結しており、適切に条約を遵守し、条約の有効性/効果の監視のための取組を進める必要がある。

事業概要

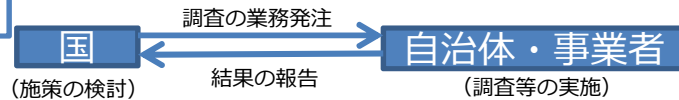
- POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視
 - 全国規模での大気、水質、底質、生物等のPOPsモニタリング調査
 - 東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄）での高頻度監視
- POPsの越境汚染に係る高頻度監視
 - 五島（長崎県）において、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度監視

事業目的・概要等

期待される効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとしたPOPs条約第11条に係る義務を適切に履行するとともに、得られた情報をPOPs条約第16条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的なPOPs対策に寄与する。

事業スキーム



● POPs条約対象物質の変遷

平成14年	我が国の締結時	12物質
平成21年	第4回締約国会議（COP4）	→ 9物質追加（紫色の物質）
平成23年	第5回締約国会議（COP5）	→ 1物質追加（青色の物質）
平成25年	第6回締約国会議（COP6）	→ 1物質追加（緑色の物質）
平成27年	第7回締約国会議（COP7）	→ 3物質追加（赤色の物質）

イメージ

条約対象物質（26物質群）

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、PCDDs、PCDFs、クロルデコン、リンデン、 α -HCH、 β -HCH、テトラ・ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモビフェニル、PFOS及びその塩・PFOSF、ペンタクロロベンゼン、エンドスルファン、ヘキサプロモシクロドデカン、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類

